暴力団排除等に関する誓約書

山形市本庁舎内広告掲出事業に関する資格要件について、次のとおり誓約します。

<暴力団排除に関する事項>

１　山形市暴力団排除条例（平成２３年１２月１３日市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではありません。

　２　役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員ではありません。

　３　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していません。

　４　自己、自己の属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していません。

　５　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していません。

　６　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

　７　１～６の該当の有無を確認するために、山形市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

８　山形市が山形警察署に照会することに同意します。

（あて先）山 形 市 長

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞